

事業コード	04010237		政策コード	04	政策名	安全で安心な生活環境の確保						
事業名	危険ドラッグ対策事業		施策コード	01	施策名	安全・安心なまちづくり						
部局名	健康福祉部	課室名	医務薬事課		指標コード	02	施策目標(指標)名	その他施策関連事業				
班名	医務・薬務班		(tel)	8601411		担当課長名	保坂 学	担当者名	飛澤 悟			
評価対象事業(計画)の内容							事業年度	平成27年度 ~ 平成27年度				
1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか) 危険ドラッグの吸引者による事件・事故が多発し、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、県民生活の安全安心の確保を図るため、危険ドラッグ対策を実施する。						3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 危険ドラッグの取締り強化のため、検査体制の充実を図るとともに、危険性をPRするための広報手段を実施する。  (重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望						
2. 住民ニーズの状況 ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: 年 月) ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に ) ニーズの具体的内容						4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 一般県民(特に青少年) 達成のための手段 検査体制の充実(県内で危険ドラッグ又は違法性が疑われる薬物が発見された場合、県健康環境センターで分析を行う体制を整備する。) 危険ドラッグ買上調査(県内で販売されている危険ドラッグ又は違法性が疑われる薬物を購入し検査を行う。) 広報啓発活動の実施(危険ドラッグに対する危険性や違法性を県民に周知するため、啓発資料を作成する。						
把握してない場合の理由及び今後の方針												
理由	危険ドラッグ対策は、国、自治体を挙げて取り締まりの強化を推進していることから、住民のニーズについては把握していない。											
今後の方針	危険ドラッグの認知度については、県内の高校生に対してアンケート調査を実施し、危険ドラッグに対する意識とニーズを把握する。											
5. 事業の全体計画及び財源							単位(千円)					
順位	事業内訳		左の説明			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	全体(最終)計画
01	危険ドラッグ対策事業		危険ドラッグの吸引者による事件・事故が多発し、深刻な社会問題となっていることから、県民生活の安全安心の確保を図るため、危険ドラッグ対策を実施する。			1,500						
財源内訳	左の説明					1,500						
国庫補助金												
県の債												
その他の												
一般財源						1,500						

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果 取締りの強化並びに啓発により、県民に危険ドラッグの危険性及び違法性が周知徹底されること。

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	最終年度
	目標a								
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる成果による指標）								
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	最終年度
	目標a								
	実績b			データ等の出典					
	東北 全国								
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 県内での発生事例がなく、そもそも発生させないことが最重要であるため。

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 危険ドラッグや違法性が疑われる薬物について、店頭又はインターネット等から買上調査を実施する(10品目)。

事業の必要性

現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性  
 現状においては本県は危険ドラッグの店舗はないが、県内に流入する前に水際対策として、取締りと啓発により、県民に対して危険ドラッグへの危険性及び違法性という意識の醸成を図ることが重要である。

住民ニーズに照らした事業の必要性  
 住民ニーズの調査を未実施であるが、県民が安全で安心な生活環境を維持するためにも危険ドラッグの取締りを強化することが必要である。

事業の県関与の必要性  
 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの  
 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律により、危険ドラッグ販売店に対して、立入検査並びに販売停止等の権限が県に付与されていることから、県が関与する必要がある。

		政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定

重点事業 その他